

特定非営利活動法人地球の友と歩む会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人地球の友と歩む会（英語名 L I F E: Live with Friends on the Earth）と称する。

(事務所等)

第2条 本法人は、事務所を東京都千代田区に置く。また必要に応じて、理事会の決定により支部を設けることができる。

(目的)

第3条 本法人は、以下の項目をその目的とする。

- (1) 同じ地球に住む全ての地域の人々との相互理解と協力を推進し、平和な住み良い社会の創造、豊かな自然環境の保全に貢献する。
- (2) 前項と共通の目的を持つ人々が集い、自発的に活動に参画することを通して、自らを向上させることができる場を提供する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 本法人は第3条の目的を達するため、特定非営利活動に係る以下の事業を行う。

- (1) 海外協力事業
- (2) 海外交流事業
- (3) 国際理解促進事業
- (4) 自然環境保全事業
- (5) 市民活動推進事業
- (6) 啓発・交流促進事業
- (7) その他、本団体の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、以下の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、職員を兼務する理事は有給とすることができる。

2. 前項の規定により報酬を受けることのできる理事は、その総数の3分の1以内とする。

第4章 総会

(種別)

第20条 本法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面または電磁的方法、ファックスによって、招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第3項第4号の規定に基づいて招集するとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して、開会の少なくとも5日前までに書面、電磁的方法、ファックスをもって通知しなければならない。

3. 理事長は前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、委任状によるものを含め、正会員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

職員給与規程

(国内)

第1章 総 則

第1条(適用)

職員就業規則第17条に基づく職員の給与は、本規程の定めるところによる。
但し、有給アルバイト並びにボランティアおよび臨時に雇用する者については、適用しない。

第2条(給与の決定)

本規程に定める給与体系は、社会的給与水準、物価の動向、本会の財務状況等を踏まえ事務局が起案し、理事会で決定する。

第3条(給与の区分等)

職員の給与は次の区分により支給する。

- (1) 給 料
- (2) 諸手当
- (3) 賞与金
- (4) 退職慰労金

ここで給料とは基本給をいう。

2. 前項の外臨時に給与を支給することがある。
3. 給与は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、原則として通貨をもって本人に支給する。

第2章 給 料

第4条(月 給)

給料は月給で定める。

第5条(基 本 給)

基本給は年齢給で別表1の通りとする。

2. 基本給テーブルは、必要に応じ見直すものとする。

第6条(給料支給日)

給料は毎月1日現在の役職等を基準にして1日より月末迄の1カ月分をその月の末日に支給する。
但し、当日が休日に当たるときはその前日に支給する。

第7条(日割計算)

採用決定後辞令日付前に勤務した期間については、日割計算で給料相当額を支給する。

第8条(退職・死亡の月の給料)

退職・死亡の場合には、最終の出勤日の属する月分の給料全額を支給する。
第3章の諸手当についても同様とする。
但し、職員就業規則第20条2項並びに第24条により解雇された場合は、出勤日数に対し日割計算で支給する。

第9条(有給休暇の給料)

職員就業規則第2章2節に定める休暇の場合の給料は、職員就業規則第5条に定める勤務時間勤務した場合の金額とする。
有給休暇の諸手当についても同様とする。

第10条(特別休暇期間の給与・賞与)

職員就業規則第16条の規定による特別休暇の期間に対しては給与および賞与は支給しない。月の途中で休暇開始または休暇終了後の復職があった場合は、日割計算で給与を減額支給する。日割計算は、その月の業務日数をその計算の基礎とする。

第11条(私事欠勤による減額)

私事のため欠勤するときは、欠勤日数に対して日割計算で給料を減額する。
第3章の諸手当についても同様とする。

第12条(日割計算の方法)

日割計算で給料・諸手当および退職給を支給する場合には、その月の業務日数をその計算の基礎とする。

第3章 諸 手 当

第13条(諸手当の種類)

本規程において諸手当とは次のものをいう。

1. 役付手当
2. 扶養手当
3. 超過勤務手当
4. 役付者休日勤務慰労手当
5. 通勤手当
6. 保険手当
7. 健康診断手当
8. その他手当

第14条(支 給 日)

諸手当は原則として給料日に支給する。

但し、超過勤務手当・役付者休日勤務慰労手当は1日より月末までの勤務に対する分を翌月の給料日に支給することもある。

第15条(役付手当)

1. 事務局長・事務局次長・部長・次長・課長その他特別の役職にあるものに対して毎月役付手当を支給する。
2. 役付手当の金額は別表2の通りとする。
3. 同一人で二つ以上の役職を兼ねる場合は、兼職する役職に対しては役付手当を支給しない。
4. 役付手当は支給を受ける事由の発生した翌日より支給し、事由の消滅した翌日より支給を停止する。
5. 役付手当の金額は、本会の財務状況等を踏まえ、事務局が起案し、理事会で決定する。

第16条(扶養手当)

次に定める扶養家族を有するものに対して、別表の通り扶養手当を支給する。

2. 本人と生計を一にし、かつ主として本人の収入によって生計を維持している者で、次の各号の一つに該当する者を扶養家族という。
 - ①配偶者(内縁の者を含む)
 - ②満22歳以下の子

③満60歳以上の父母(配偶者の父母を含む)

④満22歳以下の弟妹

⑤重度心身障害者

但し、所得税法上に定められた所得制限の枠内の者とする。

3. 夫婦で本会に勤務する場合は、一方に対して支給する。

4. 扶養手当の金額は、本会の財務状況等を踏まえ事務局が起案し、理事会で決定する。

第17条(超過勤務手当)

職員就業規則第8条に定める役付者以外の者に対し、次の場合に超過勤務手当を支給する。

(1) 職員就業規則第5条に定める始業時刻前又は終業時刻後に勤務した場合

(2) 職員就業規則第9条に定める休日に勤務した場合。

2. 超過勤務手当は次の方法により計算する。

区分	支給金額
超過勤務	(1) 平日・実働7時間を超え8時間まで勤務したとき 1時間につき各自基礎額の1/143倍 (2) 平日実働8時間を超え午後10時まで勤務したとき 1時間につき各自基礎額の1.25/143倍
休日勤務	職員就業規則第9条に定める休日に出勤し、午後10時までの間に勤務したとき 1時間につき各自基礎額の1.35/143倍
深夜勤務	午後10時を超えて勤務したとき 1時間につき各自基礎額の1.50/143倍 但し、職員就業規則第9条に定める休日に午後10時を超えて勤務したときは 1時間につき各自基礎額の1.60/143倍

3. 第1項に拘わらず職員就業規則第8条に定める役付者が深夜勤務を行った場合は、深夜勤務した時間につき次の計算による深夜勤務手当を支給する。

1時間につき各自基礎額の1.25/143倍

4. 職員就業規則第10条2項により休日を振り替えた場合は、休日勤務手当は支給しない。

5. 手当計算の基礎額とは各自給料、役付手当の月合計額をいう。

第18条(役付者休日勤務慰労手当)

職員就業規則第8条に定める役付者が職員就業規則第9条に定める休日に勤務した場合は、勤務時間に応じて次の通り役付者休日勤務慰労手当を支給する。

実働時間	支給額
3時間以内	3,000円
6時間以内	4,000円
9時間以内	5,000円
9時間超	6,000円

但し、職員就業規則第10条2項により休日を振り替えた場合は、役付者休日慰労手当は支給しない。

第19条(通勤手当)

通勤費は、通勤者全員に対し、交通機関の費用(但し普通運賃に限る)の全額を支給する。

2. 通勤経路は、住所(通勤のための住居)より通勤場所に至る合理的な順路で、本会が認めたものとする。
3. 利用交通機関は原則として列車・電車に限るが、住居より最寄り駅までの距離が1.5km以上あり、かつバス以外の利用交通機関がない場合はバスも可とする。

第20条(保険手当)

職員は、労働災害保険および雇用保険に加入することとし、本会は法令で定められた社会保険料を負担するものとする。但し当面原則として全額本会が負担する。

2. 国民健康保険料(含む介護保険料)を自己負担する職員に対しては、本会が原則として半額(10円単位の端数切捨て)を上限として補填する。
3. 国民年金保険料については、当面職員の自己負担とする。

第21条(健康診断手当)

職員就業規則第35条に定める、法令で定められた健康診断にかかる費用は、公的機関、私立医療施設を問わず原則として1万円以内(税込み分を含む)は本会が負担するものとする。は半額(10円単位の端数切り捨て)を上限として補填する。

第22条 (その他手当)

理事会または理事長の判断で、手当の種類を追加することができる。具体的な内容については労働条件通知書や労働契約書等に明記する。

第4章 賞 与 金

第23条(賞与金支給時期)

賞与金は原則として毎年2回(6月・12月)に支給するものとする。支給額は本会の財務状況等を踏まえ事務局が起案し、理事会で決定する。

第24条(賞与金の支給基準)

賞与金はそれぞれ前6ヶ月間における各人の能力、勤惰に応じて支給する。

第25条(賞与金の支給細目)

賞与金の支給細目についてはその都度定める。

第5章 退職慰労金

第26条(退職慰労金)

職員が退職したときは別に定める職員退職慰労金支給規程により退職慰労金を支給する。

付 則

1. 本規程は、2000年4月28日より施行する。
2. 本規程は、2004年4月1日より改定実施する。
3. 本規定は、2021年10月1日より改定実施する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人地球の友と歩む会	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	434,000 円
賛助会員受取会費	378,000 円
受取寄付金	6,161,771 円
受取民間助成金	4,573,839 円
国際協力事業収益	115,360 円
受取利息	36 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	11,663,006 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,450,000円	助成金
		980,000円	助成金
		720,000円	助成金
		493,839円	助成金
		450,000円	助成金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,482,000円	バリ島給水事業支援費用
			職員給与
		1,454,901円	補助金の返還
			職員給与
		920,060円	インド農村緊急支援費用

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		切手	R3.9.10	84円	
		切手	R4.3.7	140円	
		オンラインイベント参加費	R4.1.25	800円	職員会員割引200円
		オンラインイベント参加費	R4.1.25	800円	職員会員割引200円
		オンラインイベント参加費	R3.11.16	1,000円	
		オンラインイベント参加費	R4.2.22	1,000円	
		オンラインイベント参加費	R3.11.16	3,000円	
		オンラインイベント参加費	R3.11.16	1,000円	
		オンラインイベント参加費	R3.11.16	1,000円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	100,000 円	令和3年7月30日
	30,000 円	令和3年12月9日
	20,000 円	令和3年7月1日
	30,000 円	令和3年7月30日
	20,000 円	令和3年12月27日
	3,000 円	令和4年3月4日
	3,000 円	令和4年2月1日
	3,000 円	令和4年2月1日
	10,000 円	令和3年12月9日
	100,000 円	令和3年6月25日
	10,000 円	令和3年12月9日
	3,000 円	令和4年2月1日
	30,000 円	令和3年7月30日
	3,000 円	令和4年2月1日
	3,000 円	令和4年3月4日
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		R4. 3. 3	2,482,000 円	バリ島における給水 支援
		R3. 8. 23	259,673 円	スンバ島植林支援
		R3. 8. 23	70,034 円	スンバ島栄養改善支援
		R3. 8. 23	15,800 円	スンバ島オンライン イベント協力支援
		R4. 3. 3	41,650 円	スンバ島通学バッグ 支援
		R4. 3. 3	20,825 円	スンバ島絵本配布支援
		R3. 11. 5	920,060 円	インド農村緊急支援
		R3. 5. 26	354,333 円	ジャワ島女性グループ 通学バッグの縫製支援
		R4. 3. 23	11,345 円	ジャワ島女性グループ 通学バッグの縫製支援
		合 計	4,175,720 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
R3.8.23	インドネシア共和国での事業支出金	345,507 円
R3.11.5	インド共和国での事業支出金	920,060 円
R4.3.3	インドネシア共和国での事業支出金	2,544,475 円
.	.	円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人地球の友と歩む会	チェック欄
-----	-------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人地球の友と歩む会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
横山 計三		理事		○							平成27年5月 30日就任
向當 稔		理事		○							平成11年10月 13日就任
米山 敏裕		理事		○							平成11年10月 13日就任
奥村 香子		理事		○							平成25年5月 25日就任
黒岩 竜太		理事		○							令和3年5月 2日就任
下山 久光		理事		○							平成27年5月 30日就任
岩田 雅子		理事		○							平成19年5月 26日就任
上村 真		理事		○							平成17年5月 28日就任
濱走 弘之		監事		○							平成29年5月 20日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人地球の友と歩む会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
入金伝票	手書き単票	都度	7年
出金伝票	手書き単票	都度	7年
総勘定元帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	随時	7年
切手ハガキ在庫簿・出庫簿	表計算ソフト(エクセル)使用 ルーズリーフ	随時	7年
賃金台帳	表計算ソフト(エクセル)使用 ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 地球の友と歩む会	チェック欄
-----	--------------------	-------

<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
--	-------------------------------------

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人地球の友と歩む会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 地球の友と歩む会
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>		事業年度		設立年月日	
事業年度		設立年月日			

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 地球の友と歩む会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ